

平成27年1月号

e~ろうむ.net
(いい労働)

「タレントマネジメント」導入による中小企業の 人材不足解消

◆中小企業の人手不足は深刻

大阪商工会議所が中小企業を対象に実施し、今年7月に公表した調査結果によると、従業員が「現在、不足している」企業は30.0%、「今後不足する懸念がある」企業は33.3%となっています。さらに、このうち9割以上の企業が業務への影響が「生じている」「今後生じる懸念がある」と答えています。

12月8日に東京商工リサーチが発表したデータでも、2014年1～11月の「人手不足」関連倒産が累計276件に上っています。大半は「後継者難」型(248件)ですが、「求人難」型も18件、「従業員の退職」型も10件となっています。

人件費高騰による負担増から資金繰りが悪化して倒産するケースも増加傾向にあり、「人件費高騰」関連倒産は11月までで25件と、前年の3倍以上となっています。

◆「タレントマネジメント」とは？

「タレントマネジメント」は、各部門・各部署で必要とされる能力と、各従業員の能力や経歴、評価といったデータベースを作り、マッチングを行って配置や異動に活用することで、全体の生産性を上げたり人材の定着を図ったりするものです。

グローバル企業を中心に広まってきた考え方ですが、中小企業においても、採用や育成、配置に活かすことでミスマッチを回避し、人手不足問題の解決に効果を発揮することが期待されています。

◆職場環境改善に取り組むと助成金がもらえることも

企業の規模にかかわらず、企業が望む人材を確保することが困難な状況が続いています。やみくもに求人広告を出しても、良い人材を採用できる可能性は高くないでしょう。

まずは「自社の求める人材像」をはっきりさせ、その人にどういう仕事をやってもらいたいのか、そのために自社はどのような条件を用意できるのかを明らかにしましょう。

雇入れや職場環境の改善には少なくない出費が

連絡先：〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301

社会保険労務士事務所NKサポート

電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503

e-mail：info@e-606.net

伴いますが、雇い入れる人材によっては、人件費の一部を厚生労働省関係の助成金を活用して賄うこともできますし、就業環境を良くして魅力的な会社とするための費用についても、公的助成金を活用できる可能性があります。

「メンタルヘルス」に対する取組みの最新実態

◆上場企業2,424社が回答

公益財団法人日本生産性本部の「メンタル・ヘルス研究所」が、「メンタルヘルスの取組み」に関する企業アンケート調査の結果を取りまとめました(上場企業2,424社が回答。2014年6月～8月実施)。同調査は2002年から隔年で実施しており、今回が7回目となります。

◆「心の病」の増減傾向と年齢層

最近3年間の「心の病」が「増加傾向」と回答した企業は29.2%(前回調査比8.4%減)、「横ばい」と回答した企業は58.0%(同6.6%増)でした。

過去8年間の結果と比べると「増加傾向」の割合は減少してきているものの、「減少傾向」にまで至っている企業は10%に満たず、高止まりとなっています。

また、「心の病」にかかる年齢層では、一番多い30代が38.8%(同3.9%増)、40代が32.4%(同3.8%減)となっており、両世代にまたがる課題となっています。

さらに、10～20代の割合は18.4%(同0.4%減)ですが、対象人数が少ないことを考慮すると高率であり、「心の病」を課題とする世代は広がっている傾向にあります。

◆組織風土と「心の病」の関係

「心の病」が「増加傾向」の組織では、「個人で仕事をする機会が増えた」について、肯定率が52.1%となったほか、「職場での助け合いが少なくなった」については同49.3%、「職場でのコミュニケーションが減った」については同58.9%となりました。

◆「改正労働安全衛生法」への対応

労働安全衛生法の改正により、従業員のストレスチェックが義務化されます(2015年12月)。今後は、これへの対応についても十分に検討し、メンタルヘルス対策を講じていかなければなりません。

1月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

13日

○源泉徴収税額(※)・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

※ただし、6ヵ月ごとの納付の特例を受けている場合には、26年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]

20日

○特例による源泉徴収税額の納付<前年7月～12月分>[郵便局または銀行]

○2月2日

法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出[税務署]

○給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>[市区町村]

○固定資産税の償却資産に関する申告[市区町村]

○労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>[労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

○労働保険料納付<延納第3期分>[郵便局または銀行]

○外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

～当事務所より一言～

人材・人件費関連倒産というのは、見過ごすことはできないテーマかもしれません。

ミスマッチをなくすためには、もちろん採用時がポイントになりますが、特に企業側は、どんな人材を求めているか、またそれを求職者にどのようにPRするかを、社内で綿密に検討し、その方向性をしっかり打ち出す必要があると思います。

採用もその後の育成も、労使間が対等の立場で向き合えるような体制を整えていくことが、人材不足解消への道になるでしょう。